

都内避難者の皆様への 定期便



都内に避難されている皆様へ、
東京都からのお知らせをお送りします。

今月号の掲載内容

- **ふるさとのお知らせ P1~2**
ふるさとの今をお知らせします。今月は岩手県からです。
- **都内避難者電話相談窓口 P3**
東京都が実施する都内に避難されている方向けの相談窓口のご案内です。
- **司法書士による面談・電話相談のご案内 P4**
相続開始後に預貯金を下せる仮払いについてご案内します。
- **区市町村窓口一覧 P5~6**
都内区市町村における支援サービス窓口一覧です。

次号の発送は、令和2年8月3日を予定しています。

- 定期便や各種支援情報につきましては、HPでもご覧になれます。

都内に避難されている皆様へ

<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/17hisaichi/hp/tonaihinansha.html>



- 被災地支援に関するイベント情報等について、ツイートしています。

@tocho_fukko

● 復興支援対策部のアカウント
https://twitter.com/tocho_fukko

ふるさとからのお知らせ

今月は岩手県からお知らせします。

東日本大震災津波からの復興 —岩手からの提言—

岩手県では、東日本大震災津波からの復興の取組と、そこから得られた教訓や提言を取りまとめた「東日本大震災津波からの復興—岩手からの提言—」を発行しました。

【作成目的】

東日本大震災津波の経験や教訓を県の組織内で確実に継承し、将来の災害の発生に備えるとともに、取りまとめた内容を発信することで日本全体の防災力向上に貢献しようとするものです。

【主な内容】

県が取り組んできた各分野の取組や教訓を中心に取りまとめながら、有識者の方々からの教訓・提言などのメッセージ、また沿岸市町村や関係団体・企業等のそれぞれの取組や提言を寄稿していただき、掲載しています。

【対象とする提言先】

県内市町村や都道府県に対しても発信を行い、将来の災害対応等に役立てていただくとともに、国が所管する復興を支える制度や財源などの仕組みについても、提言を行っています。

本提言集は、広く県内外で活用いただけるよう、以下のホームページにデータ版（PDF）を掲載しています。



<https://www.pref.iwate.jp/shinsaifukkou/densho/1027741/index.html>

問 岩手県復興局復興推進課 ☎ 019-629-6945

災害公営住宅等における被災者の見守り等支援

沿岸部の災害公営住宅は、昨年11月に全5,550戸の整備が完了し、暮らしの再建に向けた取組が進んでいます。

岩手県では、県社会福祉協議会と連携して配置した生活支援相談員が、民生委員や市町村が配置する支援員等と協力しながら、災害公営住宅等に居住している方への見守りなどの個別支援や交流会の開催など、住民相互に支え合うコミュニティ形成のための地域支援に取り組んでいます。

また、生活支援相談員が被災者にとって、より身近なところを拠点として重点的な支援活動ができるよう、社会福祉協議会と連携し、生活支援相談員を災害公営住宅の集会所などに配置しています。被災者の皆さん一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を心掛けています。

問 岩手県復興局生活再建課 ☎ 019-629-6926





復興支援に感謝

沿岸地域の郷土芸能

あんどとらまい
“安渡虎舞”

大槌町の伝統芸能「安渡虎舞」について、大槌虎舞協議会・安渡虎舞保存会会長高清水敬士さんに伺いました。

岩手県山田町、釜石市、大槌町の郷土芸能として知られる“虎舞”の由来は古く、江戸時代の歌舞伎がルーツになっていると言われています。大槌町には、虎舞を継承する団体が4つあり、団体ごとに踊りや囃子(はやし)が異なる中、大槌町安渡地区の“安渡虎舞”は、大槌町では一番古くから活動する団体で、伝統的な演舞が特徴となっています。



東日本大震災津波では、海に面した安渡地区を津波が襲い、虎舞に使われる屋台(山車)、太鼓、笛、虎頭、衣装などの道具が流されました。震災直後は、道具も失った中で郷土芸能を継続することは難しいのではないかという気持ちもありましたが、「虎舞で地域を盛り上げよう」という声が上がると同時に、多くの方々からご支援をいただき、道具などを揃えることができ、震災から半年後には活動を再開することができました。

現在は、幼稚園児から大人まで約100人が参加していて、9月に安渡の大槌稻荷神社と小槌神社で開かれるお祭りや、全国郷土芸能大会への出場、結婚式などのお祝い事で虎舞を披露しています。



郷土芸能は伝統を守るだけでなく、大人が地域の子どもたちに目を向けることで子どもたちの健全育成にも役立っています。また、活動を通して子どもたちの交流も深まり、郷土愛も育まれています。

これまでご支援いただいた方々からは、今でもお声を掛けていただき、お礼の意味を込め全国各地に出向き虎舞を披露しています。

これからも“安渡虎舞”の演舞でみなさまへの感謝の気持ちを伝えていきたいと思います。



いわて復興応援団(員)大募集中!



首都圏等にお住まいの方を対象に、応援団員(個人)と応援団(法人及び団体)の登録を募集しています。登録者には岩手県の復興の取組や観光・物産・首都圏でのイベント情報などをお届けします。

詳しくは岩手県東京事務所ホームページをご覧ください。

いわて復興応援団

検索

避難生活の悩み、 一人で抱えていませんか？

わたしたちに、お気軽にご相談ください。
あなたの悩みに親身に寄り添い、解決に向けお手伝いをいたします。

ご相談は、こちらの番号(フリーダイヤル)まで

 **0120-978-885**

対 象 東日本大震災により都内に避難された、すべての方

受付時間 平日 9時30分～17時



上記相談は、東京都の委託を受けて、東京都社会福祉協議会が実施しています。

福島県から都内に避難された方には夜間相談窓口(福島県委託)もあります

医療ネットワーク支援センター ☎ **03-6911-0584**

受付時間：平日17時～20時30分 メール：soudan@medical-bank.org

避難元県の電話相談窓口

福島県に関するお問い合わせ

被災者のくらし再建相談ダイヤル ☎ **0120-303-059**

月～金曜日 9時～17時 ※祝日・年末年始を除く

宮城県に関するお問い合わせ

宮城県東京事務所 ☎ **03-5212-9045 (代表)**

月～金曜日 9時15分～17時30分 ※祝日・年末年始を除く

岩手県に関するお問い合わせ

いわて内陸避難者支援センター ☎ **019-601-7640**

月～金曜日 9時～17時 ※祝日・年末年始を除く



東京司法書士会では都内で避難生活を送られている被災者や避難者の方へ支援活動を行っております。みなさまへ寄り添い、少しでもお力になれますよう、情報提供や法律相談等の支援を続けてまいります。今回は相続債務の情報をお届けします。

相続開始後に預貯金を下ろせる仮払い

相続が発生し、お亡くなりになった方の預貯金を銀行や郵便局に払い戻しに行っても、共同相続人全員の同意がないと原則的には払い戻しを受けられないことがありました。

銀行などが口座名義人が亡くなったこと、すなわち相続の発生を知ると、口座が凍結され預貯金を下ろすことができないといった困った事態が発生することがあったのです。しかし、今回の相続法の改正によって、その緩和が図られました。

相続の発生があっても、各金融機関ごとに上限150万円までなら、相続人全員の同意がなくても相続人のひとりが預貯金を下ろせることができるようになりました。

これによって、急な相続が発生した場合でも、葬儀費用などの支払いに使うことができることとなりますので、慌てずに手続きを進めてください。

なお、詳細やご不明点など、あるいはお困りのことなどありましたら、いつでも司法書士にご相談ください。

面談による相談（予約制）

- 東京司法書士会総合相談センター（四谷・月曜～金曜 午後5時～8時
火曜・土曜 午後1時～4時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区四谷本塩町4-37（JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分）

- 三多摩総合相談センター（立川・水曜 午後5時～8時
木曜・土曜 午後1時～4時）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリニック第3ビル202-A

（JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分）



新型コロナウイルス感染拡大防止のため相談会の実施時間、方法等を変更する場合があります。詳しくは東京司法書士会ホームページをご覧ください。

電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。

都内区市町村支援サービス等問い合わせ窓口



現在お住まいの区市町村で、避難者の皆様のための支援サービス等について、お問い合わせがございましたら、以下の一覧表に記載されている窓口にご連絡ください。

区市町村名	受付窓口	電話番号
千代田区	地域振興部総合窓口課区民相談室	03-5211-4176
中央区	総務部防災課	03-3546-5287
港区	芝地区総合支所区民課 麻布地区総合支所区民課 赤坂地区総合支所区民課 高輪地区総合支所区民課 芝浦港南地区総合支所区民課	03-3578-3111 03-3583-4151 03-5413-7011 03-5421-7611 03-3456-4151
新宿区	地域振興部地域コミュニティ課管理係	03-5273-3519
文京区	区民部区民課	03-5803-1170
台東区	総務部危機・災害対策課	03-5246-1092
墨田区	都市計画部危機管理担当安全支援課	03-5608-6199
江東区	総務部危機管理課危機管理係（被災者支援担当）	03-3647-9382
品川区	総務部総務課総務係	03-5742-6624
目黒区	危機管理室防災課	03-5723-8488
大田区	地域力推進部地域力推進課区民協働・生涯学習担当	03-5744-1204
世田谷区	危機管理室災害対策課	03-5432-2266
渋谷区	危機管理対策部防災課	03-3463-4475
中野区	区民部区民生活課区民相談係	03-3228-8802
杉並区	危機管理室防災課	03-3312-2111（内線3602）
豊島区	政策経営部企画課	03-4566-2511
北区	①防災・危機管理課 ②王子区民事務所 ③赤羽区民事務所 ④滝野川区民事務所	①03-3908-1121 ②03-3908-8745 ③03-3901-2693 ④03-3910-0141
荒川区	区民生活部防災課	03-3803-8711
板橋区	戸籍住民課異動係	03-3579-2205
練馬区	危機管理課庶務係	03-5984-2762
足立区	広報室区民の声相談課	03-3880-5359（直通）
葛飾区	地域振興部危機管理課管理係	03-5654-8223
江戸川区	生活振興部地域振興課コミュニティ係	03-5662-0515

区市町村名	受付窓口	電話番号
八王子市	市民部市民生活課 (東日本大震災総合相談センター)	042-620-7424
立川市	福祉保健部福祉総務課地域福祉推進係	042-523-2111 (内線1491)
武蔵野市	市民部市民課	0422-60-1838
三鷹市	総務部相談・情報課	0422-44-6600
青梅市	健康福祉部 生活福祉課	0428-22-1111 (内線2197)
府中市	政策総務部政策課	042-335-4010
昭島市	企画部企画政策課	042-544-5111 (内線2337)
調布市	調布市役所(代表)	042-481-7111
町田市	市民部市民課総務係	042-724-4225
小金井市	総務部地域安全課	042-387-9807
小平市	市民部市民課管理担当	042-346-9520
日野市	総務部防災安全課	042-585-1100
東村山市	環境安全部防災安全課	042-393-5111
国分寺市	健康部地域共生推進課	042-325-0111
国立市	健康福祉部福祉総務課地域福祉推進係	042-576-2111 (内線152)
福生市	総務部安全安心まちづくり課防災係	042-551-1638
狛江市	総務部 安心安全課	03-3430-1111
東大和市	総務部防災安全課	042-563-2111
清瀬市	総務部防災防犯課	042-497-1847
東久留米市	環境安全部防災防犯課	042-470-7769
武蔵村山市	健康福祉部地域福祉課	042-565-1111 (内線153)
多摩市	総務部防災安全課	042-338-6802
稲城市	市民部市民課	042-378-2111 (内線132)
羽村市	市民生活部防災安全課防災・危機管理係	042-555-1111 (内線211)
あきる野市	企画政策部企画政策課	042-558-1111
西東京市	西東京市代表電話	042-464-1311
瑞穂町	住民部地域課	042-557-7610
日の出町	生活安全安心課 防災・コミュニティ係	042-597-0511
檜原村	総務課総務係	042-598-1011
奥多摩町	企画財政課	0428-83-2360
大島町	防災対策室	04992-2-0035
利島村	総務課	04992-9-0011
新島村	総務課行政係	04992-5-0240
神津島村	総務課	04992-8-0011
三宅村	総務課防災危機管理係	04994-5-0935
御蔵島村	総務課総務係	04994-8-2121
八丈町	総務課	04996-2-1121
青ヶ島村	総務課 庶務民生係	04996-9-0111
小笠原村	総務課	04998-2-3111

※ご相談窓口一覧は前月号をご覧ください。

被災3県から避難されている皆様へ発送されている情報紙



お問い合わせ

- 福島県「ふくしまの今が分かる新聞」について
福島県避難者支援課 ☎ 024-523-4250
- 宮城県「みやぎ復興定期便」について
宮城県震災復興推進課 ☎ 022-211-2408
- 岩手県「いわて復興だより」について
岩手県復興推進課 ☎ 019-629-6945



～都内避難者支援課からのお願い～

定期便に関するお問い合わせは、以下の窓口までご連絡ください。

■「定期便の送付先変更や送付停止」について

⇒都内避難者電話相談窓口

0120-978-885 (フリーダイヤル)

受付時間 平日9時30分～17時

■「定期便の内容」について

⇒東京都 総務局 復興支援対策部 都内避難者支援課

03-5388-2384 (直通)

受付時間 平日9時～17時

発送元

東京都 総務局 復興支援対策部 都内避難者支援課

印刷物類第6類
印刷番号 (A1) 138

リサイクル選好
この印刷物は、印刷物の再リサイクルです。

都営住宅における家族向毎月募集 (東日本大震災被災者等)のご案内

平成30年1月以降、毎月中旬頃、若年夫婦・子育て世帯、定期使用住宅入居後5年経過世帯、事業再建者(定期使用住宅)に加え、東日本大震災被災者の方を対象とした募集を行っています。つきましては、7月に実施する募集についてお知らせします。

1 募集戸数 75戸(予定)

2 申込受付期間 令和2年7月17日(金)～7月31日(金)
(ダウンロードは7月28日まで)
18時00分必着(郵送受付)

3 主な申込資格

((1)～(3)のいずれか及び(4)(5)に該当すること)

(1) 東日本大震災により、滅失した住宅に居住していた方

(2) 福島県東京電力原子力事故による居住制限者

(3) 福島県東京電力原子力事故による支援対象避難者(全員避難、一部避難)

(4) 所得が定められた基準内であること

(5) その他都営住宅の入居資格にあてはまること

4 申込方法

申込書及びパンフレットは東京都住宅供給公社のHPに掲載しますので、申込書をダウンロードし、郵送でお送りください。なお、下記の場所で申込書等を受け取ることも出来ます。

- ・都庁第二本庁舎13階中央募集相談窓口
- ・東京都住宅供給公社(都営住宅募集センター・各窓口センター)
- ・東雲住宅公社現地事務所2415号室

【問合せ先】

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

電話 03-3498-8894【午前9時から午後6時(土・日・祝日を除く)】

URL <http://www.to-kousya.or.jp/toeibosyu/>

～都営住宅の要件に当てはまらない方は～

★公社住宅では、先着順による空き家募集を引き続き行っています。

お申込みを随時受け付けていますので、下記までお問い合わせください。

東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 移転相談専用窓口

専用ダイヤル 03-6812-1350

※インターネット(JKKねっと)でもお申込みできます。

都営住宅等募集の案内

2020年7月1日

1 都営住宅（家族向・単身者向 年4回定期募集）

募集時期	募集の内容	募集案内・申込書の配布	備考
8月17日(月) ～25日(火)	家族向（ポイント方式）	募集期間（土・日を除く）に限り、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター、各窓口センター、都庁、区役所、市役所、町村役場で配布します。また、同期間中公社HPからダウンロードすることもできます。	募集の概要については、広報東京都（募集月の前月末頃に新聞折込で配布）、テレホンサービス、公社HP（募集月の前月下旬に掲載）でお知らせします。
	単身者向・シルバーピア（抽せん方式）		
病死等の発見が遅れた住宅も掲載する予定です。詳しくは、募集案内でお確かめください。			
11月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）		
2月上旬	家族向（ポイント方式）		
	単身者向・シルバーピア（抽せん方式）		
5月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）		

※抽せん方式の募集では、病死等の発見が遅れた住宅も掲載する予定です。詳しくは、各募集時期に配布する募集案内でお確かめください。

2 都営住宅（家族向 毎月募集）

募集時期	募集の内容	募集案内・申込書の配布	備考
毎月中旬 (8月は延期)	若年夫婦・子育て世帯、東日本大震災被災者、定期使用住宅入居後5年経過世帯、事業再建者（定期使用住宅）向	配布は行っておりません。募集日程の間でのみダウンロードをすることができます。	募集の概要については、公社HP（募集日程は毎月5日頃公表）でお知らせします。

3 都営住宅（家族向 随時募集）

募集時期	募集内容・対象住戸	申込方法	備考
随時	2人以上のご家族が対象です。定期募集及び毎月募集で申込みのなかった多摩地域にある都営住宅の一部になります。	東京都住宅供給公社都営住宅募集センター随時募集専用ダイヤルへお電話ください。電話のみの受付になります。 ☎ 03-5467-9266	募集の概要については、公社HPでご確認ください。

4 都民住宅募集

住宅の種類	募集時期	募集方式	問い合わせ先
東京都施行型	年2回（7月2日(木)～10日(金)、12月上旬）	抽せん	東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3F ☎ 03-3498-8894
	随時（詳しくは公社HPでご確認下さい）	先着順	
公社施行型 公社借上型	随時（詳しくは公社HPでご確認下さい）	先着順	東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 〒150-8543 渋谷区渋谷1-15-15 テラス渋谷美竹2F ☎ 03-3409-2244

◎東京都住宅供給公社HP <http://www.to-kousya.or.jp/>

5 公社住宅募集

◆先着順による空き家募集を行っています。お申込みを随時受け付けていますので、下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 移転相談専用窓口

専用ダイヤル 03-6812-1350

※インターネット（JKKねっと）でもお申込みできます。

避難されている皆様へのお願い 避難先をお知らせください。

避難先の市区町村へ、ご自身の情報をご提供ください。

避難前にお住まいの県や市区町村から、
様々なお知らせをお届けできます。

全国の
市区町村にて
受付中

皆様に大切な
お知らせを
届けます。



東日本大震災等により
避難されている皆様

提供して いただく情報

避難先市区町村へ情報提供

- 氏名 ● 生年月日
- 性別
- 避難前の住所
- 避難先
(避難所、個人宅等)の情報



避難されている皆様が 受けられる情報

- 税や保険料の減免、猶予、
期限延長等のお知らせ
- 見舞金等の各種給付のご連絡
- 国民健康保険証の再発行の
お知らせ

など

全国避難者 情報システム



避難先の市区町村



避難前にお住まいの市区町村

避難先の都道府県

市区町村から提供された情報をさら
に集約、整理して避難元の市区町村
と情報を共有します。

 総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

ご協力をお願いいたします。

個人宅等、避難所以外の場所に避難されている方々へもお知らせする必要があるため、お知り合いなどを通して広くお伝えしていただくよう、ご協力ください。

避難されている皆さまへのお願い

— 全国避難者情報システム等の届出について —

▶ 引っ越しをされたら手続きが必要です

- 同じ区市町村内へ転居される場合でも、「全国避難者情報システム」の手続きが必要です。
- 住民票の手続きをされた場合でも、それとは別に「全国避難者情報システム」の手続きをお願いします。

手続き方法は、
下記の2か所に届け出が必要です。
手続きの詳細は、各区市町村の窓口
にお問い合わせください。

- (1) 転居前にお住まいだった区市町村の窓口
- (2) 新たにお住まいになる区市町村の窓口



例えば、福島県浪江町から避難し、新宿区の
応急仮設住宅に入居していたが、退去
し、世田谷区へ転居した場合。

→新宿区と世田谷区へ届け出が必要となり
ます。
まずは、各窓口へお問い合わせください。

▶ 全国避難者情報システムに登録をしておく

- 避難元の県・市区町村から登録された所在地あてに、様々なお知らせを送ることができます。
- 現在お住まいの区市町村での、避難者の方々に向けた支援に役立てられます。



▶ 避難を終えた場合（定住・帰郷など）

全国避難者情報システムの登録解除の手続きが必要です。

避難先の区市町村窓口及び避難元の市町村窓口へ届け出てください。詳細は、避難先区市町村窓口へお問い合わせください。

▶ 原発避難者特例法に基づく届出も手続きが必要です（対象地域の方のみ）

住所が変わられた場合は、その都度、避難元の市町村窓口へ届け出てください。
詳細は、避難元市町村窓口へお問い合わせください。

全国避難者情報システムは、避難されている方への支援を目的としています。
お住まいの住所や現状等に変更がありましたら、必ず届け出下さいますよう、
皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

福島県社会福祉協議会からのお知らせ

～ 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業のご案内 ～

福島県相双地域等（浜通り）で介護職員として働きませんか。

2011年の東日本大震災で福島県相双地域等（浜通り）は甚大な被害を受けました。地域の復旧・復興は少しずつ進んでいますが、介護施設等で働く職員は今もなお不足している状況が続いています。

福島県社会福祉協議会では、福島県相双地域等（浜通り）で介護職員として働く人材を広域的に確保するため、同地域の施設等で介護職員として就職する方に対して就職準備金等の奨学金を無利子で貸与する事業を行っています。

就職準備金等の貸付制度のご案内

福島県外にお住まいの方で、福島県浜通りの介護保険施設等に介護職員として就職するに対して、就職準備金や介護職員初任者研修等の受講料を無利子で貸与します。一定の条件を満たせば返還が免除されます。

貸付内容（貸付利子は無利子）

■就職準備金 ※金額により返還免除の要件が変わります

正規職員またはフルタイム勤務の非正規職員 **30万円** または **50万円**

パートタイム職員（勤務時間が週20時間以上） **30万円**

パートタイム職員（勤務時間が週20時間未満） **15万円**

さらに、次の要件に該当する場合には、就職準備金に加算して借りることができます

●世帯赴任加算（A・Bのどちらかを選択）

A 扶養家族と一緒に転居する場合…本人分12万5千円 + 家族1名につき5万円

B 扶養家族と別居し単身で転居する場合…20万円

●自動車輸送費用等加算（A・Bのどちらかを選択）

A 所有する自家用自動車を福島県に輸送する場合…輸送費用20万円以内（実費分）

B 新たに自家用自動車を購入する場合…登録費用20万円以内（実費分）

※登録費用…車庫証明費用、自賠責保険料、納車費用、リサイクル費用、下取り費用

■研修受講料 **15万円以内（実費分）**

※介護職員初任者研修等を受講する場合に借りることができます

返還免除について

就職した介護保険施設等での業務従事期間が下記の年数を満たした場合は、奨学金の返還を免除します。

■就職準備金
15万円・30万円
(加算金も含む)

↓
1年間

■就職準備金
50万円
(加算金も含む)

↓
2年間

■研修受講料

↓
2年間

役に立つ情報が盛りだくさん！ 専用ホームページをご覧ください！

専用ホームページでは、就職準備金等貸付制度の詳細や福島県の生活情報などを紹介しています。

また、イベントのお知らせ、福島県に移住・就職した人の紹介コーナー、日々の活動を綴ったブログ

など…福島県への移住や就職に役立つ情報を随時更新しています！ ぜひ、ご覧ください！！

<http://www.f-kaigoshogaku.jp/>

ふくしまで、咲こう。

検索



「被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業」 問合せ先

社会福祉法人

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮 111

福島県社会福祉協議会

☎024-526-0045